

高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しについて

1. 見直しの主旨

「高圧ガスタンクローリ再検査基準（KHKS 0150）」は、高圧ガス運送自動車用容器及び当該容器に装置する附属品に係る再検査並びに当該容器に装置される設備附属品に係る定期自主検査及び保安検査（LP法37条の6に規定する保安検査に限る。）の事前検査に係る基準であり、容器検査所において検査の手順書として使用されている。

本基準は、前回見直し（確認）から4年となるため、定期的な見直しを行うものである。

2. 圧縮水素運送自動車用容器及び附属品に係る容器則等の改正

（1）再検査の刻印等に係る改正

①容器再検査に合格した容器の刻印等（容器則第37条）

平成24年3月28日付けの容器則の改正により、圧縮水素運送自動車用容器の再検査の刻印は、アルミニウム箔に打刻したものを容器に貼付することが可能になった。

②附属品再検査に合格した附属品の刻印等（容器則細目告示第33条）

平成24年3月28日付けの容器則細目告示の改正により、圧縮水素運送自動車用附属品の再検査の刻印は、アルミニウム箔に打刻したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することによって附属品再検査の刻印とすることが可能になった。

（2）漏えい試験に係る改正

圧縮水素運送自動車用容器の例示基準は最高充てん圧力が35MPa以下であったが、平成26年3月31日付けで最高充てん圧力を45MPa以下とする圧縮水素運送自動車用容器の例示基準が新たに追加された。この最高充てん圧力の引き上げに伴い、容器則細目告示に定められている圧縮水素運送自動車用容器及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験の規定は同日付で改正された。改正後の漏えい試験の概要を以下に示す。

①圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（容器則細目告示第21条及び第31条）

	35MPa以下の容器	35MPa超の容器
試験圧力	FP×3/5以上、FP以下	FP×3/5以上、FP以下
検知方法	ガス検知器又は検知液	ガス検知器
検知設備	検知器（検知濃度0.1%以下） 又は 検知液及び塗布のための器具	検知器（検知濃度0.03%以下）

* FP：最高充てん圧力

- ②圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（容器則細目告示第28条及び第31条）
圧縮水素運送自動車用容器に同じ。

3. 見直しの方針（案）

以下の改正を「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として行うこととしたい。

- （1）2. に示した容器則等の改正内容の反映
- （2）引用規格の最新版適用（容器則細目告示等で年度版が指定されているものを除く。）
- （3）編集上の修正（例：日本工業規格→JIS、本文中からJISのタイトルを削除）
- （4）誤字の修正

改正案は資料17-6-2に示す。なお、改正の結果は、直近の委員会において改めて報告する。